特定建設工事共同企業体（甲型、乙型）にあっては、代表者が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。更に、企業の同種性が認められる工事の施工実績において、以下の条件のいずれかを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。

・最大支間長が130m以上の施工実績を有すること。

・平面曲率半径がＲ＝3,500m以下の施工実績を有すること。

② 当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

９ 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

８⑴①の認定（８⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も６及び７により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、８⑴①の認定を受けていない構成員が８⑴①の認定を受けることが必要である。なお、この場合において、８⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに８⑴①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

10 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

11 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

12 その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「令和６年度　東海環状庭田高架橋ＰＣ上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和６年１月31日

防衛省防衛医科大学校病院

事務部長　小笠原　誠

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11

１　調達内容

⑴ 品目分類番号　22、31

⑵ 導入計画物品及び数量

総合検体検査システム　一式

⑶ 調達方法　リース等

⑷ 導入予定時期　令和６年度第４・四半期

⑸ 調達に必要とされる基本的な要求要件

① システムの構成

⑴ 検体前処理機能モジュール、検体前処理機能モジュールと、各自動分析装置間を結合する搬送ライン

⑵ 生化学自動分析装置・免疫血清自動分析装置

② システムの性能

１．検体搬送システム

⒜ 臨床化学検査、免疫血清検査等の検体について、遠心、開栓、分注等を行い、生化学自動分析装置等に自動的に検体の供給が行えること。

⒝ 構成分析装置間の接続をすること。

２．自動分析装置

⒜ 自動立ち上げ、自動後処理及び自動再検機能等を備えていること。

⒝ 生化学検査、電解質測定（電極法）、免疫検査や尿分析を同時に行えること。

⒞ 検体搬送システムとの接続が行えること。

③ その他

⒜ 操作性及び安全性に優れていること。

⒝ 将来の機能拡張に対応できること。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴ 資料等の提出期限　令和６年３月18日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵ 提出先　〒359―8513 埼玉県所沢市並木３－２　防衛省防衛医科大学校病院事務部病院運営課運営管理係　村田　　圭　電話04―2995―1511（内線3017）

３　その他　本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

４　Summary

⑴ Classification of the products to be procured : 22, 31

⑵ Nature and quantity of the products to be purchased : Integrated Clinical Laboratory system 1 Set

⑶ Type of the Procurement : lease

⑷ Time limit for the submission of the requested material : 17 : 00　18, March, 2024

⑸ Basic requirements of the Procurement

① This system is constructed from the following modules for the purpose of ;

⑴ Sample pre-analytical module, transport lines that connect the sample pre-analytical module and each automatic analyzer

⑵ Clinical chemistry automatic analyzer／immunoassay automatic analyzer

② Performance of the system :

１．Sample transportation system

⒜ It should have the function of automated centrifugation plug opening and injection system and should supply biochemical and immunological samples to the biochemical automated analyzer.

⒝ It should be connected with the each system.

２．Automatic analyzer system

⒜ It should be provided the automated electrical power on & down function and the automated return function.

⒝ Simultaneous analysis can be performed on clinical chemistry, electrolytes, immunoassay and urinalysis modules.

⒞ It can be connected to the sample transportation system.

③ Others

⒜ It should be safe and easy to be operated.

⒝ It should be able to be upgraded in the future.

⑹ Contact point for the notice : Kei Murata, Hospital Management Division, Administrative Department, National Defense Medical College Hospital, 3―2 Namiki Tokorozawashi Saitama 359―8513 Japan TEL 04―2995―1511 (ext. 3017)